

第二阪奈有料道路回数通行券約款

(趣 旨)

第1条 大阪府道路公社及び奈良県道路公社（以下「公社」という。）の管理する第二阪奈有料道路（以下「有料道路」という。）の回数通行券の発売、払い戻し及び使用に関する契約は、この約款によります。

(発 売)

第2条 回数通行券は、大阪府道路公社有料道路料金徴収規程別表第4及び奈良県道路公社有料道路徴収規程別表第3に定めるとおり発売します。

(効 力)

第3条 回数通行券は、1券片をもって車両1台とします。ただし、通行料金（以下「料金」という。）の額に変更があったときは、公社が特に必要と認めた場合に限り、変更前の料金の額と変更後の料金の額との差額を支払って、料金の変更前に発売した回数通行券を使用することができます。

(通用期間)

第4条 回数通行券の通用期間は、公社が通用開始日を特に指定しない限り、発売日から料金徴収期間満了の日までとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由が発生し、公社が特に有効期限を指定しない限り、当該事由の発生した日の前日までとします。

(1) 回数通行券が廃止したとき。

(2) 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。

(3) 料金の額に変更があったとき。

2 料金の額に変更があったため、前条ただし書きの規定により差額を支払って使用する回数通行券の通用期間は、その有効期限の日から起算して2ヶ月とします。

(無 効)

第5条 回数通行券は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とし回収します。

(1) 不正の手段により取得したもの。

(2) 券面表示事項が不明となった回数通行券を使用したとき。

(3) 券面表示事項を塗抹又は改変して使用したとき。

(4) その他不正通行の手段として使用したとき。

(通行の禁止)

第6条 公社が業務上必要があると認めたときは、回数通行券による通行を禁止することがあります。

(払い戻し)

第7条 発売した回数通行券は、原則として払い戻しをしません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は払い戻しをします。

(1) 回数通行券が廃止したとき。

(2) 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。

(3) 料金の額の変更があったため変更後の料金による回数通行券に切り換えるとき。

(4) 料金徴収期間満了により回数通行券が不要になったとき。

(5) ETC（有料道路自動料金収受システム）の設置に伴い、利用者の回数通行券が不要になったとき。

(6) その他公社が回数通行券の払い戻しの必要があると認めたとき。

(周知方法)

第8条 前2条の事由が発生したときは、有料道路の料金所に必要事項を掲示します。

ただし、公社が特に必要があると認めるときは、大阪府公報及び奈良県広報に必要事項を掲載することがあります。

(払い戻し期間)

第9条 回数通行券の払い戻しの期間は、第7条各号の事由が発生した日の翌日から起算して2ヶ月とします。

(払い戻し場所)

第10条 回数通行券の払い戻しの場所は、大阪府道路公社本社及び奈良県道路公社本社とします。

(払い戻し額)

第11条 回数通行券の払い戻しの額は、次のとおりとします。

$$\text{払い戻しの額} = \frac{\text{回数通行券の発売価格}}{\text{回数通行券の発行枚数}} \times \text{残存枚数}$$

なお、1円未満は切り上げとなります。

2 第7条第5号及び第6号により払い戻しする場合、1回につき300円を手数料として徴収します。

(払い戻し申出書等)

第12条 回数通行券の払い戻しを受ける方は、公社所定の申出書等を公社に提出していただきます。

(再発行)

第13条 回数通行券は、再発行しません。

附 則

この約款は、平成9年4月23日から実施します。

附 則

1 この約款は、平成21年4月16日から実施します。

2 第11条第2項に規定する手数料のうち、第7条第5号により払い戻しする場合については、平成22年3月31日まで無料とします。

附 則

1 この改正の約款は、平成31年4月1日から実施します。

2 第9条に規定する回数通行券の払い戻し期間について、第7条第1号による払い戻しの期間は、平成31年4月1日から12ヶ月とします。